

## 第 1 章

# 計画の基本的事項

この章では、環境基本計画の策定に至った背景及び目的について記載します。また、本計画の骨子として、最近の環境政策の動向を踏まえて、本計画の位置づけ、対象とする環境の範囲、対象地域、計画の期間についても示します。

### ① 計画策定の趣旨

### ② 計画の概要

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 計画策定の背景

これまで人間は、人口の増加や経済活動の拡大によって、資源の消費や環境への負荷を増大させ続けてきました。その影響は、現在では極めて大きくなり、このままでは、これまでのような社会や経済のあり方を続けていくことは困難です。しかし、21世紀に入り10年を経て、環境政策によって経済や社会のあり方を大きく変えていこうという動きが見られます。私たちも、これまでの資源やエネルギーに過度に依存していた大量生産・大量消費・大量廃棄を基礎とした社会活動やライフスタイルから脱却し、将来にわたって持続可能な社会を実現するとともに、次世代へと引き継いでいかなければなりません。

村上市では、恵み豊かな自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会を築くため、基本理念を定め、市・市民・事業者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成21年3月に村上市環境基本条例を制定しました。

## (2) 計画策定の目的

この計画は、村上市における環境施策を推進する上での基本的な計画であり、村上市環境基本条例第9条に基づき、同条例第3条に定められた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現に向けて、環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。



## 【村上市環境基本条例】（抜粋）

### 第1条

この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### 第3条

環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むうえで必要な環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に行われなければならない。

- ② 環境の保全及び創造は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに人と自然との豊かなふれあいを保つことにより、人と自然とが共生できるよう適切に行われなければならない。
- ③ 環境の保全及び創造は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少なく、持続的発展が可能な社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- ④ 地球環境保全は、すべての者が人類共通の課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### 第9条

市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めなければならない。